

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和3年10月27日

【四半期会計期間】 第71期第3四半期（自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日）

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 脇田 智明

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑  
経理業務部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2232

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑  
経理業務部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、原価総額の見積りを見直したところ、損失が発生することが見込まれたことから、過年度の決算内容も含めて精査する必要が生じたため、過去の会計処理の誤りの可能性について、当社と利害関係を有しない外部専門家3名による特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

令和3年10月15日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会による調査の結果、太陽光発電所建設工事において、土木工事費用等の一部の費用が適時に実行予算の工事原価総額に反映されていないことが判明しました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております財務諸表及び四半期財務諸表等で対象となる部分について訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、当社が令和3年2月15日に提出いたしました第71期第3四半期（自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 1 事業等のリスク

##### 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第4 経理の状況

##### 1 四半期財務諸表

### 四半期レビュー報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第70期 第3四半期累計期間	第71期 第3四半期累計期間	第70期
会計期間		自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日	自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
売上高	(千円)	10,061,964	6,433,839	15,565,255
経常利益又は経常損失( )	(千円)	189,184	309,953	500,100
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( )	(千円)	128,622	494,230	326,950
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	22,493	15,552	26,542
資本金	(千円)	840,687	840,687	840,687
発行済株式総数	(株)	650,000	650,000	650,000
純資産額	(千円)	6,248,584	5,881,889	6,413,928
総資産額	(千円)	10,167,940	10,282,278	10,006,167
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	(円)	203.89	783.55	518.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	120.00
自己資本比率	(%)	61.5	57.2	64.1

回次		第70期 第3四半期会計期間	第71期 第3四半期会計期間
会計期間		自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日	自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	(円)	220.87	352.26

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度における主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

#### 高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事について

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、工事原価総額の見積りを見直したところ、損失が発生することが見込まれ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月17日付で特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

令和3年10月15日に、特別調査委員会から調査報告書を受領しており、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明しました。

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事は、当社が過去に経験したことの無い管理の難易度が高い工事であり、気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により、竣工時期の遅延や工事原価総額が増加する場合があります。今後、想定外の事象が発生した場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間における北海道経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い景気は大幅に悪化しましたが、緊急事態宣言の解除後、経済活動が再開し、依然厳しい状況にあるものの生産活動や個人消費など一部に持ち直しの動きも見られ、底離れの動きとなりました。しかしながら、年末に掛けての陽性者の急増など、新型コロナウイルス感染症拡大が長期化した場合、更なる経済活動への抑制も予想され、今後も経済動向に注視していく必要があります。

このような環境のもと、当第3四半期累計期間の売上高は6,433,839千円で、大口案件の売上減少により、前年同期と比較して3,628,124千円の減収となりました。

損益につきましては、売上高の減収に伴って経常損失は309,953千円(前年同期は189,184千円の経常利益)、四半期純損失は494,230千円(前年同期は128,622千円の四半期純利益)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### <屋内配線工事>

前年同期と比較して、大口案件の売上減少等により、当第3四半期累計期間の売上高は3,782,715千円となり、前年同期比3,605,867千円(48.8%)の減収となりました。

#### <電力関連工事>

送電線工事及び地中線工事の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は1,750,151千円となり、前年同期比60,186千円(3.6%)の増収となりました。

#### <F A 住宅環境設備機器>

F A 機器物件の減少により、当第3四半期累計期間の売上高は744,422千円となり、前年同期比140,056千円(15.8%)の減収となりました。

#### <産業設備機器>

設備機器物件の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は156,549千円となり、前年同期比57,613千円(58.2%)の増収となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積りに及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について記載すべき事項はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,280,000
計	2,280,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和2年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年2月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	650,000	650,000	札幌証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	650,000	650,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年10月1日～ 令和2年12月31日		650,000		840,687		687,087

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和2年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 627,200	6,272	
単元未満株式	普通株式 3,600		
発行済株式総数	650,000		
総株主の議決権		6,272	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 北弘電社	札幌市中央区 北11条西23丁目2-10	19,200		19,200	2.95
計		19,200		19,200	2.95

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(令和2年10月1日から令和2年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和2年4月1日から令和2年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人より四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金預金	2,268,599	2,174,825
受取手形及び売掛金	1 1,254,049	1、2 368,328
完成工事未収入金	4,644,260	<u>3,419,462</u>
商品	15,395	75,368
未成工事支出金	123,835	<u>1,648,985</u>
材料貯蔵品	—	804,719
その他	247,431	<u>405,986</u>
貸倒引当金	2,500	2,500
流動資産合計	<u>8,551,072</u>	<u>8,895,175</u>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物・構築物(純額)	472,474	454,276
その他(純額)	428,421	422,795
有形固定資産合計	<u>900,896</u>	<u>877,072</u>
無形固定資産	36,382	91,537
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	304,678	316,634
その他	213,397	102,117
貸倒引当金	260	260
投資その他の資産合計	<u>517,816</u>	<u>418,492</u>
固定資産合計	<u>1,455,095</u>	<u>1,387,102</u>
資産合計	<u>10,006,167</u>	<u>10,282,278</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,606,843	645,141
工事未払金	582,142	716,662
未払法人税等	209,567	30,230
未成工事受入金	37,952	<u>1,716,290</u>
賞与引当金	93,556	47,938
工事損失引当金	23,923	3,754
その他	421,288	<u>537,100</u>
流動負債合計	<u>2,975,275</u>	<u>3,697,117</u>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	528,230	549,181
役員退職慰労引当金	53,200	60,300
その他	35,533	93,790
固定負債合計	<u>616,963</u>	<u>703,271</u>
負債合計	<u>3,592,238</u>	<u>4,400,389</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	840,687	840,687
資本剰余金	687,108	687,108
利益剰余金	4,912,694	4,342,772
自己株式	29,660	29,780
株主資本合計	6,410,829	5,840,787
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,098	41,101
評価・換算差額等合計	3,098	41,101
純資産合計	6,413,928	5,881,889
負債純資産合計	10,006,167	10,282,278

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
売上高		
完成工事高	9,078,547	5,532,867
商品売上高	983,416	900,972
売上高合計	10,061,964	6,433,839
売上原価		
完成工事原価	8,283,661	4,983,215
商品売上原価	776,641	726,940
売上原価合計	9,060,303	5,710,155
売上総利益		
完成工事総利益	794,886	549,652
商品売上総利益	206,774	174,031
売上総利益合計	1,001,660	723,684
販売費及び一般管理費	839,787	1,077,675
営業利益又は営業損失( )	161,873	353,991
営業外収益		
受取利息	1,505	1,284
受取配当金	20,939	20,073
保険解約返戻金	399	19,071
その他	5,336	5,060
営業外収益合計	28,180	45,490
営業外費用		
支払利息	869	1,453
その他	0	0
営業外費用合計	869	1,453
経常利益又は経常損失( )	189,184	309,953
特別損失		
固定資産除却損	-	516
投資有価証券評価損	-	36,030
特別損失合計	-	36,547
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	189,184	346,501
法人税等	60,561	147,729
四半期純利益又は四半期純損失( )	128,622	494,230

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	
税金費用の計算	<p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合は、法定実効税率を使用する方法によっております。</p>

(追加情報)

当第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響について)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大は、経済・社会活動に大きな影響を及ぼしております。当社では、一部現場の短期的な休止や資材の納品遅れ等があったものの、その後速やかに現場作業が再開した結果、工事及び商品売上に与える影響は極めて軽微にとどまりました。このような状況の下、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。</p> <p>当社では、新型コロナウイルス感染症による経済・社会的な影響は今年度中に徐々に解消し、令和3年度には従来の状況に戻ると仮定しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の経済環境の変化等の影響により、工事の休止や資材の納品遅れ等が発生した場合は、今後の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、前事業年度有価証券報告書で記載した内容から重要な変更はありません。</p>	
<p>(高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件)</p> <p>当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、<u>工事原価総額の見積りを見直したところ、損失が発生することが見込まれ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月17日付で特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。</u></p> <p><u>令和3年10月15日に、特別調査委員会から調査報告書を受領しており、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明しました。</u></p> <p><u>当第3四半期末においては、外注先から入手した見積書類に基づいて、当社で把握している事項を一部反映させたうえで、工事原価総額を算定しております。</u></p> <p><u>しかしながら、当該見積書類により、当第3四半期末に判明していたであろう見積額を網羅的に算定することが困難であります。</u></p> <p><u>従って、工事開始時より工事進行基準を適用していましたが、当第3四半期会計期間において工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、当第3四半期会計期間より工事完成基準に変更しています。</u></p>	

(四半期貸借対照表関係)

1 手形裏書譲渡高

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	193,070千円	103,997千円

2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
受取手形	- 千円	10,455千円

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間(自平成31年4月1日至令和元年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自令和2年4月1日至令和2年12月31日)

当社の売上高は、主たる設備工事業において、契約により工事の完成引渡しが第4四半期会計期間に集中するという季節変動があるため、第4四半期会計期間の売上高は第1四半期会計期間から第3四半期会計期間における売上高に比べ著しく多くなる傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
減価償却費	48,973千円	51,773千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月26日 定時株主総会	普通株式	75,703	120	平成31年3月31日	令和元年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	75,692	120	令和2年3月31日	令和2年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	9,000千円	9,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	110,858千円	114,911千円

  

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	22,493千円	15,552千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,388,583	1,689,964	884,479	98,936	10,061,964	-	10,061,964
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,446	5,085	117,779	20,800	151,110	151,110	-
計	7,396,029	1,695,049	1,002,258	119,736	10,213,074	151,110	10,061,964
セグメント利益	536,293	258,593	187,793	18,981	1,001,660	-	1,001,660

(注) セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第3四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,782,715	1,750,151	744,422	156,549	6,433,839	-	6,433,839
セグメント間の内部売上高 又は振替高	115	382	933,395	115,482	1,049,375	1,049,375	-
計	3,782,830	1,750,534	1,677,818	272,032	7,483,215	1,049,375	6,433,839
セグメント利益	316,538	233,113	149,429	24,602	723,684	-	723,684

(注) セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	203円89銭	783円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	128,622	494,230
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	128,622	494,230
普通株式の期中平均株式数(株)	630,841	630,754

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年10月27日

株式会社北弘電社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 黒 英 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 本 岳 志

#### 限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北弘電社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第71期事業年度の第3四半期会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る訂正後の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北弘電社の令和2年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 限定付結論の根拠

追加情報の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件に記載のとおり、会社は、当該工事の開始時より工事進行基準を適用していたが、当第3四半期会計期間において工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、当第3四半期会計期間より工事完成基準に変更している。工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は当第3四半期末における工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な証拠を入手できなかった。このため、工事損失引当金3,754千円の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は工事損失引当金および工事損失引当金繰入額等に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期財務諸表に対して令和3年2月15日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であ

るかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。